

## マッターホルンリハビリテーション病院訪問リハビリテーション事業所 運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人エム・エム会マッターホルンリハビリテーション病院(以下「事業所」という。)が設置する訪問リハビリテーション事業(以下「訪問リハビリ事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士及び作業療法士または言語聴覚療法士(以下「理学療法士等」という。)が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行い自立支援に結びつく適正な訪問リハビリテーション(以下「訪問リハビリ」という。)を提供する事を目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の理学療法士等は、利用者の心身の特性及び置かれている環境等を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮し、利用者の居宅において理学療法士等その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復が図れるよう支援する。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 訪問リハビリの提供に当たり、医師の指示に基づき利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようリハビリテーションの目標を設定し計画的な医学的管理で行うものとする。また、その実施状況及び評価について速やかに医師に報告するものとする。

4 訪問リハビリの提供に当たり、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう訪問リハビリ計画及び実施状況を定期的に自己評価し、常にその改善を図り訪問リハビリの質的向上に努める。

5 訪問リハビリ事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者と密接な連携を図るとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

### **(事業の運営)**

第3条 訪問リハビリ〔介護予防訪問リハビリ〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 マッターホルンリハビリテーション病院訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 広島県呉市中通1丁目5-25

### **(従業員の職種ならびに職員数及び職務の内容)**

第5条 事業所に勤務する従業員の職種ならびに職員数及び配置は各号に定める。

- (1) 管理者(常勤の医師)：1名  
管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
  - (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：4名以上  
理学療法士等は、医師の指示のもと、訪問リハビリテーション計画および介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し訪問リハビリおよび介護予防訪問リハビリを行う。
- 2 前項に規定する職員は、当事業所が設置する病院との業務を兼ねることができるものとする。

### **(営業日及び営業時間)**

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分

2 前項第1号に規定する営業日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日)を除くものとする。

## **(訪問リハビリの内容)**

第7条 訪問リハビリの内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリ計画の作成及び評価
- (2) 訪問リハビリ計画に基づく訪問リハビリ
- (3) 訪問リハビリの実施状況の評価及び記録並びに医師への報告

(通常の訪問リハビリ事業の実施地域)

第8条 事業所が行う通常の訪問リハビリ事業の実施地域は、呉市（但し、下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町、豊町、音戸町、倉橋町を除く）の地域とする。

## **(利用料およびその他の費用)**

第9条 訪問リハビリを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問リハビリが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 第8条に規定した通常の事業の実施地域を超えて行う訪問リハビリに要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えた地点から1キロメートルにつき20円の金額を徴収する。

（但し、架橋やフェリー使用料は、別途に実費徴収する）

3 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 当日のキャンセルについては、サービスを実施した場合の利用料と同額のキャンセル料を徴収するものとする。ただし、容態の急変・緊急による止むおえない場合はキャンセル料を徴収しないものとする。

## **(緊急時や事故発生時における対応方法)**

第10条 理学療法士等は、訪問リハビリを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医又は救急医療機関、市町村、地域包括支援センター、当該利用者の家族及び居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずる。

2利用者に対する訪問リハビリ〔介護予防訪問リハビリ〕提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

### **(苦情処理)**

第11条 訪問リハビリテーション〔介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した訪問リハビリ〔介護予防訪問リハビリ〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 本事業所は、提供した訪問リハビリ〔介護予防訪問リハビリ〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### **(個人情報の保護)**

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

### **(虐待防止に関する事項)**

第13条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 理学療法士 中村真樹
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

### **(業務継続計画策定等)**

第14条

- 1 本事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及

び訓練を定期的実施するものとする。

- 3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

#### **(衛生管理等)**

第15条 本事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2 本事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 本事業所において、介護支援専門員に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### **(身体拘束)**

第16条 本事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊張止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### **(その他運営についての留意事項)**

第17条 事業所は、理学療法士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用時又は採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

- 2 事業者および従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、訪問リハビリ〔介護予防訪問リハビリ〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低3年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人エム・エム会マッターホルンリハビリテーション病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
この規程は、令和6年6月1日から施行する。